

都城市立姫城中学校

部活動の在り方に関する方針

都城市立姫城中学校
令和5年4月

1 姫城中学校の部活動の方針

都城市立姫城中学校の部活動の在り方に関する方針（以下、「市の方針」という。）は、都城市部活動の在り方を踏まえ、本校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

2 活動の推進のために

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部顧問もこれに準ずる。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部顧問においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア～ウに基づく指導を行う。

オ 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

(2) 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。なお、学校閉庁日は原則として休養日とする。

(3) 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 部活動の方針策定について

(1) 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 部顧問は、生徒・保護者に活動計画を周知する。また、活動実績を記録する。

(3) 校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営評議会等において、年度末に評価を実施する。

5 安全な活動のために

(1) 部活動の練習や大会等が気温・湿度の高い時期に実施される時には、熱中症の発生に十分留意し、活動時間帯、活動場所、休憩や給水への配慮も含め、熱中症が起こらないように十分に配慮する。

(2) 屋外で活動をする競技においては、紫外線を長時間直接受けることは避ける。さらに、落雷の発生しやすい気象条件下では、活動中止・中断し、安全な場所へ避難するなど、適切な対応を行う。また、屋内で活動をする部活動においても、生徒の登下校時の落雷について、集合時間の変更や、下校時に校内で待機させる等、危険な状況下には適切な判断を行い、危険を避ける方法で登下校させる。

(3) AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の教職員と部活動生への研修を実施すること。その際は、実際にAEDやAEDトレーナー(AEDデモ器)等の器具を用いた学習に努める。

- 6 部活動の組織は、本校職員全員で分担し、学校教育の一環として教育課程との関連を図る。校長は、その総括責任者として、部活動の運営状況を把握することとする。

部活動の組織【令和5年度】

部活動名		顧問	
1	吹奏楽	日高 紫保	
2	美術	萩原 司子	
3	野球	轟木 裕也	森山 剛浩
4	サッカー	瀬口 順也	森山 剛浩
5	陸上	江口 まゆ	
6	女子ソフトテニス	鹿島 鉄平	野邊 紘一郎 中野 智裕
7	バスケットボール	男	赤崎 雄二郎
8		女	川野 将大
9	バレーボール	男	山際 勝久
10		女	小川 真紀
11	卓球	男	山口 遥生
		女	甲斐 英二
12	園芸	黒木 美智江	
13	茶道クラブ	宮田 直子	
14	生徒会	中津 瑛	
15	姫ボラ	山森 弘美	中津 瑛
校外で活動して中体連に参加する競技			
1	テニス	野邊 紘一郎 山森 弘美 新村 正広	
2	水泳		
3	剣道		
4	空手道		